

年末の交通安全県民総ぐるみ運動の実施について



交通安全スローガンは、

高めよう！とちぎの交通マナー

「マナーアップ！あなたが主役です」

だよ！

～令和6年12月11日(水)から31日(火)までの21日間～

運動の重点

1 子供と高齢者の交通事故防止

- ・ 通学時間帯の安全確保や交通安全指導等を徹底するとともに、日常生活を通じて子供の交通事故防止を図りましょう。
- ・ 高齢者の方は、加齢に伴う身体能力の低下を理解し、安全運転サポート車への乗り換えや運転免許の自主返納について、家族と話し合ってみてください。



2 飲酒運転等の根絶

- ・ 悪質危険な妨害運転に遭った時などのために、ドライブレコーダーの取付けを検討してみてください。

3 自転車の交通ルール順守の徹底

- ・ ヘルメットの着用や点検、整備が努力義務となり、自転車保険の加入が義務化されました。
- ・ 自転車安全五則を徹底し、交通事故を防ぎましょう。

4 「ライト4（フォー）運動」と「原則ハイビーム」の推進

- ・ 日没時間の早まりとともに、夕暮れ時は視認性の低下による交通事故が多発する傾向にありますので、午後4時から前照灯を点灯する「ライト4（フォー）運動」を推進してください。

自転車安全利用五則とは？

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

年末年始の防犯対策！！

- 車を駐車する際は、既存のセキュリティに満足せず、ハンドルロックやタイヤロックなどの盗難防止装置を併用しましょう。

- 家を空けるときは、わずかな時間でも施錠をしましょう。
ドアや窓に補助錠をつける「**ワンドア・ツーロック**」が有効です。

